

福岡市医師会看護専門学校同窓会（あんずの会）会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会、福岡市医師会看護専門学校同窓会は「あんずの会」（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、福岡県福岡市早良区百道浜1丁目6番9号 福岡市医師会看護専門学校内に置く。

(目的)

第3条 会員相互の親睦を深め、自己研鑽をはかるとともに、福岡市医師会看護専門学校の充実・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員（第5条）名簿の作成（運営上の通知の際に使用する）
 - (2) 親睦会・研修会等の開催
 - (3) 福岡市医師会看護専門学校が行う教育活動への支援
 - (4) その他目的達成に必要な事業
- 2 本会においては、宗教活動、政治活動及び営利目的の活動、並びにこれらに類似する行為を禁止する。

第2章 組織

(会員の種類及び資格)

第5条 本会は次の各号に定める会員をもって組織する。

- (1) 正会員 福岡市医師会看護専門学校卒業生
- (2) 準会員 福岡市医師会看護専門学校在校生

(入会)

第6条 本会には、前条のいずれかの資格を取得した時に入会するものとする。

(住所移転等の届出)

第7条 会員は、氏名、住所、職業等を変更したときは速やかにその旨を届け出るものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 正会員が除名されたとき
- (3) 準会員が退学又は除籍されたとき

(除名)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき
- (2) 本会の事業を妨げる行為をしたとき

(役員)

第10条 本会は次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 書記 2名
- (5) 会計 2名
- (6) 会計監査 2名
- (7) 評議員(クラス代表) 若干名

(役員を選出)

第11条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 顧問は教職員より推薦する。
- (2) 会長・副会長・書記・会計・会計監査は正会員の中から総会において選出する。
- (3) 評議員(クラス代表)は、各年度の卒業生の中から選出する。
- (4) 役員に欠員が生じた場合、役員会で後任者の選出を行う。

(顧問の役割)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、会長が推薦し役員承認を得る。
- (2) 顧問は、総ての会議に出席して、会計の状況も含めて意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は下記のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。
- (3) 書記は会議の議案・議事の整理・その他記録一般に関する事項を取り扱う。
- (4) 会計は会費の徴収・寄付金に関する事項及び予算・決算に関する事項を取り扱う。
- (5) 会計監査は収入・支出の状況を監査する。
- (6) 評議員は自己の卒業年度生と役員との連絡調整をはかる。

(任期)

第14条 役員の仕事は2年とする。但し、再任を妨げない。

- (1) 役員に欠員が生じた場合の役員の仕事は、前任者の残りの任期とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第15条 本会の会議は総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第16条 総会は正会員をもって構成し、原則として2年に1回以上会長が召集し議長となり、会計の報告、役員の変更、その他重要事項を議定する。但し、会長は必要に応じ臨時に召集することができる。

2 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、総会開催日時・場所・議決事項ならびにその他の事項について議事録を作成しなければならない。

議事録には、会長および副会長が捺印し、常にこれを事務局に備えておかなければならない。

(役員会)

第17条 役員会は総会がある年は年に4回程度、総会がない年は年に1回程度行う。

2 役員会は会長・副会長・書記・会計・会計監査で組織する。

第4章 会計

第18条 本会の運営は、会費及び寄付金その他の収入によって賄う。

2 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

3 会費は終身会費とし、入会時に3,000円を納入する。

なお、納入した会費は事由を問わず返還しない。

4 会費徴収は、会則施行の翌会計年度より行う。

5 会計報告は看護学校のホームページ等を通じて毎年行う。

第19条 決算において剰余金が生じたときには、翌年度に繰り入れる。

附則 本会則は、2024年（令和6年）10月1日から施行する。